

国立大学法人東京農工大学教育職員の任期に関する規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学教育職員の任期に関する規程を次のとおり改正する。

現行	改正
本則 (規程の作成及び改正) 第4条 この規程は、 <u>教育研究評議会の議に基づいて</u> 定め、又は改正するものとする。	本則 (規程の作成及び改正) 第4条 この規程は、 <u>教育研究評議会の議を経て</u> 定め、又は改正するものとする。

附 則 (教規程第7号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。